

財団法人不老会 寄付行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人不老会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号名古屋商工会議所内に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地域及び関係大学に支部を置き、それぞれに従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目 的 お よ び 事 業

(目 的)

第 4 条 この法人は、心身の健康と長寿を全うするための保健思想の普及を図るとともに、天寿を全うした後の献体を円滑に実行することにより、医学・歯学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 健康長寿に関する講演会の開催等啓蒙活動
- (2) 長寿者に関する実地調査及び慰問
- (3) 献体の主旨の普及ならびに世話及び広報活動
- (4) 献体者（成願者という）への会葬または弔問及び御名札の献体の塔に合祀ならびにその顕彰の実施
- (5) 角膜移植に関する啓蒙活動ならびに角膜移植事業に対する協力
- (6) 自ら献体することを約束した者（以下会員という）間の交流による献体意識の高揚
- (7) 機関紙等の発行
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資 産 お よ び 会 計

(資 産 の 構 成)

第 6 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資 産 の 種 別)

第 7 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

1、基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2、運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資 産 の 管 理)

第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基 本 財 産 の 処 分 の 制 限)

第 9 条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の賛成の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経 費 の 支 弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事 業 計 画 お よ び 収 支 予 算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収 支 決 算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後 2 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2、この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長 期 借 入 金)

第 13 条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の賛成の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新 た な 義 務 の 負 担 等)

第 14 条 第 9 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事 業 年 度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員 評議員 顧問 相談役 及び 職員

(役 員)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- 1、理 事 10 名以上 20 名以内（うち、理事長 1 名、副理事長 2 名 および常務理事 6 名とする。）
- 2、監 事 2 名
- 3、役員は、評議員を兼ねることはできない。
- 4、特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役 員 の 選 任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

(理 事 の 職 務)

- 第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 2、副理事長は、理事長を補佐し、この法人を掌理する。
 - 3、理事長に事故ある時、または欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序により副理事長が職務を代理し、またはその職務を行う。
 - 4、常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
 - 5、理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監 事 に 職 務)

- 第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
- 1、法人の財産の状況を監査すること。
 - 2、理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 3、財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること。
 - 4、前号の報告をするために必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること。

(役 員 の 任 期)

- 第 20 条 この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3、役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
 - 4、役員の年齢は80歳を超えないものとする。ただし、任期中にあったものはこの限りではない。

(役 員 の 解 任)

- 第 21 条 役員は次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数おのこの4分の3以上の賛成の議決により役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役 員 の 報 酬)

第 22 条 役員は有給とすることができる。

2、役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評 議 員 の 選 出)

第 23 条 この法人には、評議員50名以上70名以内を置く。

2、評議員は、理事会で選出し、理事会が任命する。

3、評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。

この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評 議 員 の 職 務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧 問 及 び 相 談 役)

第 25 条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2、顧問及び相談役は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3、顧問及び相談役は、重要事項について理事会の諮問に応ずる。

(職 員)

第 26 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2、職員は、理事長が任免する。

3、職員は、有給とする。

第 5 章 賛助会員

(賛 助 会 員)

第 27 条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

2、賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費として、毎年1口1万円を1口以上納める個人、法人または団体とする。

第 6 章 会 議

(理 事 会 の 招 集 等)

第 28 条 理事会は、毎年 2 回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を要求されたときは、その要求があった日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2、理事会の議長は理事長とする。

(理 事 会 の 定 足 数 等)

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。

2、理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合は除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評 議 員 会)

第 30 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の義務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2、前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 2 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は評議員の互選によって定める。

(議 事 録)

第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第 7 章 寄付行為の変更 及び 解散

(寄 付 行 為 の 変 更)

第 32 条 この寄付行為の変更は、理事現在数及び評議員現在数おの
おのの 4 分の 3 以上の賛成の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受け
なければならない。

(解 散)

第 33 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おの
の 4 分の 3 以上の賛成の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けな
ければならない。

(残 余 財 産 の 処 分)

第 34 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員
現在数おのの 4 分の 3 以上の賛成の議決を経、かつ、文部科学大臣の
許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付する
ものとする。

第 8 章 補 則

(書 類 及 び 帳 簿 の 備 付 等)

第 35 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければな
らない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたと
きは、この限りではない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2、前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号
から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年、
同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年、保存しなければならない。

3、第1項第1号及び第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類
ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 36 条 この寄付行為施行についての細則は、理事会及び評議員会
の議決を経て別に定める。

2、従来の発起人会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

(以 上)

付 記

一部変更(平成14年8月20日付け14不老総第30号申請)平成14年11月8日認可 文部科学省
(14諸文科高第380号)